

産業建設常任委員会会議録

令和2年3月11日（水）
午前10時00分～
市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 議長挨拶
4. 執行部挨拶
5. 議 事(議案 14 件)

現地調査

- ①市道美 1627 号線建設現場 (江戸地内)
- ②議案第 29 号 市道路線の認定について (羽鳥地内)
- ③議案第 30 号 市道路線の廃止について (宮田地内)

1. 議案第 3 号 小美玉市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
2. 議案第 4 号 小美玉市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定
について
3. 議案第 5 号 小美玉市下水道建設基金条例の制定について
4. 議案第 7 号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について
5. 議案第 8 号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 10 号 小美玉市給水条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 11 号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算 (第 5 号)
8. 議案第 14 号 令和元年度小美玉市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
9. 議案第 15 号 令和元年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)
10. 議案第 16 号 令和元年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算
(第 3 号)
11. 議案第 19 号 令和元年度小美玉市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
12. 議案第 29 号 市道路線の認定について
13. 議案第 30 号 市道路線の廃止について
14. 議案第 34 号 工事委託契約の変更契約の締結について

その他

6. 閉 会

出席委員（5名）

| | | | |
|-----|--------------|-----|------------|
| 4番 | 島田清一郎君（副委員長） | 8番 | 石井旭君 |
| 13番 | 福島ヤヨヒ君 | 16番 | 田村昌男君 |
| 17番 | 笹目雄一君（議長） | 19番 | 荒川一秀君（委員長） |

欠席委員（1名）

20番 野村武勝君

付託案件説明のため出席した者

| | | | |
|------------|--------|-----------|-------|
| 市長 | 島田穰一君 | 都市建設部長 | 関口茂君 |
| 都市整備課長 | 秋元久夫君 | 建設課長 | 田村昇一君 |
| 特定ゾーンの整備課長 | 幸加木健君 | 管理課長 | 石井光一君 |
| 下水道課長 | 織田俊彦君 | 基地対策課長 | 大原光浩君 |
| 管理課参事 | 菖蒲沢真二君 | 水道局長 | 金谷和一君 |
| 水道課長 | 長谷川正幸君 | 産業経済部長 | 矢口正信君 |
| 農政課長 | 大山浩明君 | 空港対策課長 | 小川和夫君 |
| 商工観光課長 | 藤枝修二君 | 農業委員会事務局長 | 比気龍司君 |

議会事務局職員出席者

書記 富田成

午前10時00分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（島田清一郎君） おはようございます。

皆様おそろいになりましたので、ただいまより産業建設常任委員会を開会いたします。

初めに、委員長挨拶。荒川委員長、お願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） それでは、改めましておはようございます。

予算委員会に引き続き、続けてこの委員会の方々、市長を初め、大変ご苦労さまでございます。

今日はすばらしい天候になりましたが、9年前には、3.11、あのときは2階でやはり予算委員会をやっていたのかなというふうな感じがします。あのときの悲惨なときを思い起こしながら、今日は1日、そういうふうないろんな日程もございますけれども、危機管理に関する重要性を再認識して、忘れることがないようにしたいというふうに思っているわけであります。

今日は、当委員会に付託されました14件の議案の審査に入るわけであります。午前中、現地調査、3カ所ばかりを見せていただきまして、そして、そのあと1時半からきちんと時間を決めてやりたいと思いますので、1時半から条例的な審査をするというような方向で進めたいなと思っております。今日1日、ひとつ大変ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。ご苦労さまです。

○副委員長（島田清一郎君） ありがとうございます。

続きまして、議長挨拶。笹目議長、お願いいたします。

○議長（笹目雄一君） 皆さん、改めましておはようございます。

昨日までの予算特別委員会に引き続きまして、本日の産業建設常任委員会のご出席、誠に
ご苦労さまでございます。

この産業建設常任委員会のほうには、14件ほどの議案がここにあります。皆様方の慎重なる審査をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○副委員長（島田清一郎君） ありがとうございます。

続きまして、執行部挨拶。島田市長、お願いいたします。

○市長（島田穰一君） 改めて、おはようございます。

議員の皆さんには、予算特別委員会に引き続いてということで、今日は産業建設常任委員会の付託審議ということでお集まりいただきまして、誠にご苦労さまでございます。

また、今日は現地調査ということで、午前中あるということでございます。天気はいいところでございますが、風が南風ということで、大変強いようでございますので、そのようなところの注意をしていただいて現地調査していただければありがたいと思います。

私のほうでは、防災訓練ということで、シェイクアウト訓練ということで、室内でできる訓練でございますので、市民全員にそういうお知らせをし、訓練に参加をしていただこうと、今、進めているところでございますので、時間があつたらばそのような訓練に参加をしていただいて、ご協力なんかもよろしく願いますところでございます。

また、この議案多数でございます。担当のほうからきちっと説明をし、ご理解をいただいて議決をいただければ大変ありがたいと思いますので、よろしく願いたいと思います。

今日1日ご苦労さまでございます。ありがとうございます。

○副委員長（島田清一郎君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

議事進行のほうは、委員長が行います。よろしくお願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） それでは、議事に入る前に、今、市長からもお話がありましたシェイクアウトに関しまして、飯塚危機管理監のほうから説明、または今日のご案内をまず願います。

○危機管理監（飯塚新一君） おはようございます。

本日は産業建設常任委員会大変ご苦労さまです。ただいま委員長よりもありましたけれども、本日東日本大震災、計9年目を迎えることとなります。本市におきましても、震災対応の初動訓練としまして、市内全域を対象といたしましたシェイクアウト訓練を実施いたします。現在本市では、3月いっぱいコロナウイルス対応としまして、行事やイベントは控えることで中止をしているところでございますが、この訓練につきましては、特に人を集めてとか、人が集まる場所で行う訓練ということではなく、通常の業務の時間帯、また、あるいは家庭で過ごしている状態、また、外で作業をしている状況で行う訓練でございます。

今日の委員会の皆様は午前中現場ということで、午前10時55分に防災行政無線により事前の周知を行います。そして、11時に市内全域に訓練の放送を流します。地震発生の場合としまして、チャイムの音が流れます。その後1分程度ですけれども、身の安全を守る訓練を行っていただきまして、再度防災無線により訓練終了の放送を流します。屋外にいる場合で

ありますけれども、その場で姿勢を低くして、頭を抱えるようにして、地震が収まるのを待っていていただければと思います。また、訓練終了時、放送終了時、人員の確認をしていただき、また身の安全を確認していただければと思います。

また、その時間帯に車で移動している場合には、車を路肩に寄せるとか、また広い場所があれば、そこで駐車をして地震が収まるのを待っていただくような対応となっておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） ご苦労さまでした。ありがとうございます。

それでは、先ほどお話申し上げましたように、現地の調査に行きたいと思いますので、担当部署の方以外は1時半まで職場に戻っていただいて、1時半にここに集まってください。

それでは、玄関のほうに移動をお願いいたします。

〔現地調査〕

午前 11時30分 休憩

午後 1時30分 再開

○委員長（荒川一秀君） それでは、現地の調査、そして確認、大変ご苦労さまでございました。

現地調査に引き続きまして、議事を再開したいと思います。

会議に先立ちまして、今日の2時46分になりましたら、9年前の3月11日、東日本大震災において、犠牲になられた方々に対しまして哀悼の意を表しますので、黙禱をささげたいと思います。庁内放送が流れますので、ご協力のほど、アナウンスに従ってお願いいたします。

それでは、これから付託案件の審査に入りますが、なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただきまして、質疑が終わってから必ず電源を切っていただくというように、ハウリングを起こしますので、よろしくをお願いいたします。

今日は、当初の予定では委員会が16日でございますが、11日の総務委員会のほうとの入れ替えがありましたので、野村委員さんのほうが眼科のほうに通院するという事で欠席があります。同時に、植木委員さんの傍聴を認めます。そのあと、香取委員さんが申込まれて

いるので、途中から入るかと思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

まず、議案第3号 小美玉市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第4号 小美玉市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について及び議案第5号 小美玉市下水道建設基金条例の制定について、関連がありますので、以上3議案を一括議題といたします。

執行部よりの説明を求めます。

織田課長。

○下水道課長（織田俊彦君） それでは、議案第3号 小美玉市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議案第4号 小美玉市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について及び議案第5号 小美玉市下水道建設基金条例の制定について、ご説明いたします。

議案第3号から第5号の条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1条の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由でございますが、3件ともに、令和2年4月1日から公共下水道事業に地方公営企業法第2条第3項の規定の一部適用、全適用することに伴い、この案を提出するものでございます。

続きまして、主な内容につきましてご説明いたします。

最初に議案第3号、小美玉市下水道事業の設置等に関する条例を御覧ください。

まず、第1条に、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため下水道事業を設置すると目的を記載しております。第2条で地方公営企業法等の財務規定について、令和2年4月1日から適用すること、第3条で経営の基本について、第4条で重要な資産の取得及び処分について、予定価格が2,000万円以上の買入れまたは譲渡等は予算で定めなければならないこと、2ページになりますが、第6条で下水道事業に係る出納事務の一部を、会計管理者をして、都市建設部長に委任すること、第8条で業務状況説明書類の作成、公共の期限、記載事項を明記しております。

次に附則でございますが、2でこの条例の制定に伴い、小美玉市下水道事業特別会計条例は廃止となります。次のページの3で小美玉市基金条例から下水道建設基金の項を削除し、このあとの議案第5号にて、小美玉市下水道建設基金条例を提案させていただきます。

続きまして、議案第4号 小美玉市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてご説明いたします。

1 ページの小美玉市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を御覧ください。

第1条に、剰余金の処分等に関し必要事項を定めると趣旨を明記しております。第2条の第1項で利益処分の方法、2項で積立金の目的及び用途を記載しております。第3条は、1項で処分剰余金の源泉別科目への積立て、2項で処分方法について明記しております。

続きまして、議案第5号 小美玉市下水道建設基金条例の制定についてご説明いたします。
次のページの小美玉市下水道建設基金条例を御覧ください。

1条で下水道建設基金の趣旨を、2条では積立てる額は、予算で定めた額及び第4条の基金運用益としています。3条で基金の管理について、第6条で基金処分の用途として、目的を達成するために必要な経費の財源に充てるときに限ると明記しております。

最後に議案第3号から5号の3件は、令和2年4月1日から施行を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） ご苦労さま。以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。挙手でもってお願いします。

福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） すみません、基本的なところからちょっと説明していただきたいんですが、今回この条例に関しては、これまでが特別会計としてやっていたものが、その特別ということが消えるような条例というふうに解釈して、どこがどういうふうにこれまでと違うのかを、ちょっとすみません、今の説明だけでは素人にはよく分かりませんので、もう一遍説明をお願いします。分かるように言ってください。

○委員長（荒川一秀君） 織田課長。

○下水道課長（織田俊彦君） 今まで特別会計としていた下水道事業の特別会計でございましたが、来年度から、地方公営企業法という形で、その財務の適用を一部いたします。相違点としましては、主に経理関係、記帳関係について、今までの一般会計などに使われております現金主義という形から、経済活動の発生という事実に基づいて経理を行う発生主義というふうになります。このため、記帳の方法がこれまでの単式簿記という形から複式簿記というふうに変更され、主に会計部分のところ、この地方公営企業法の適用を受けるということの改正でございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） 結局下水道事業が独立するといったらおかしいんですけども、そういう形というのと、水道と同じような形態になるという意味でしょうか。あそこで大きくうなずいている人がいますけれども。

○委員長（荒川一秀君） 織田課長。

○下水道課長（織田俊彦君） 全く水道局と同じというわけではございませんで、水道局の場合には、下水道の場合には一部適用という形で今度採用するわけですが、水道局のほうは、この地方公営企業法全部適用という形でやっておりますんで、ちょっと違いはありますけれども、会計の関係で言いますと同じになるということでございます。

○委員長（荒川一秀君） 福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） 何となく分かりました。会計の仕方がきちっと変わってくるということが主なことだと思います。分かりました。

○委員長（荒川一秀君） ほかにございますか。

〔発言者なし〕

○委員長（荒川一秀君） ないようですので、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号、議案第4号及び議案第5号、計3件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） ご異議なしと認めます。以上3議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号及び議案第8号 小美玉市基金条例の一部を改正する条例について、関連がありますので、以上2議案を一括議題とします。

執行部より説明を求めます。

大原課長。

○基地対策課長（大原光浩君） それでは、議案第7号、8号につきまして、一括にてご説明させていただきます。

小美玉市基金条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第7号及び8号は、基金条例の一部を改正するもので、現行基金の中から小美玉市道路整備基金及び小美玉市まちづくり基金を廃止するものでございます。

初めに、議案第7号を御覧ください。

提案理由としましては、小美玉市道路整備基金でございますが、当基金は特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源といたしまして、市道小10911号線道路改良工事の進捗に必要な資金として、平成23年度から平成30年度までの8年間において造成を行い、平成24年度から事業目的に従いまして処分を行ってまいりました。今年度を持ちまして、計画しておりました事業区間の道路整備が完了し、併せて基金残高がゼロになることから、当基金を廃止するものでございます。

続きまして、議案第8号を御覧ください。

提案理由としましては、小美玉市まちづくり基金でございますが、当基金は再編交付金を財源といたしまして、平成19年度から平成28年度までの10年間において造成を行いました。主な事業でございます、空の駅そ・ら・らイベント委託事業、図書館図書等整備事業等の目的に従いまして、平成20年度から平成37年度の間処分をする予定でございましたが、各事業が当初の予定より進捗しており、今年度を持ちまして、基金残高がゼロになり、基金事業が完了することから、当基金を廃止するものでございます。

なお、議案第7号、8号とも、基金条例の一部を改正するものでありますが、議案第8号最後のページの、小美玉市基金条例新旧対照表の表記につきましては、両議案一括上程でございますので、このような表記になりますことをご理解のほどお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） ご苦労さまでした。

それでは、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） すみません。分からないことは聞くしかないなと思って、また聞かせていただく。要は、この道路整備交付金そのものはもうこれでなくなるということですか。改正案にまた載っているということは、まだ続くのかというような気もしますが、そう

ではないんですか。ちょっとそこら辺が理解不能ですので、よろしくをお願いします。

○委員長（荒川一秀君） 大原課長。

○基地対策課長（大原光浩君） ただいまのご質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、ちょっと新旧対照表の見方が、改正案のほうに道路整備基金というふうに載って表記されておりますが、この道路整備基金につきましては、基金残高がゼロになるということで、ここで廃止という形をお願いしたいと思います。新旧対照表の表記につきましては、今後分かりやすいように、もっと次のときには表示をしたいと思っていますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） これ、8のほうに、また道路基金というのが出てくるので、これで残るのかなと思ったけれども、7のほうで終わりというふうに理解するんですか。何だかちょっとよく私も分からなくて。

○基地対策課長（大原光浩君） 本来であれば、この第7号のほうの議案をまず議決していただきますと、第8号議案の新旧対照表のほうには当然載ってこないわけでございますが、7号と8号を一緒に出しておりますので、このような形になってしまいます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 分かりましたか。聞くは一時の恥聞かざるは一生の恥ですから、どうぞご遠慮なく質問してください。

ほかに質疑ございますか。

〔発言者なし〕

○委員長（荒川一秀君） それでは、質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） 討論ないようでございますので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第7号及び議案第8号計2件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） 異議なしと認め、以上2議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に、議案第10号 小美玉市給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部よりの説明を求めます。

長谷川水道課長。

○水道課長（長谷川正幸君） それでは、議案第10号 小美玉市給水条例の一部を改正する条例につきましてご説明をいたします。

お手元の資料を御覧ください。

本条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、水道法の一部を改正する法律が昨年10月1日に施行されまして、指定給水装置工事事業者の指定更新制度が新たに設けられたことに伴います、更新手数料の追加並びに所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、3枚目を御覧ください。

こちらは、小美玉市給水条例の新旧対照表でございます。右側に現行、左側に改正案が記載してございます。

改正案の第8条を御覧ください。

2行目、指定をした者の後に、法第25条の3の2に規定する指定の方針を受けないことにより失効となったものを除くを加えるものでございます。第9条第3項につきましては、水道法施行令第5条を第6条に改めるものでございます。その下、第37条につきましては、第5号を第6号と改めまして、第5号に指定給水装置工事事業者指定更新手数料1万円を加えるものでございます。

1枚戻っていただきまして、2枚目一番下附則でございます。

この条例の施行期日でございますが、令和2年10月1日からを予定しております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） これまでは、更新しなくてもずっと続けられたという意味でしょうか。それから、この更新するのは、これは期限というんですか、何年に一度更新手続きをしなければならないとかという更新手数料なのでしょうか。もうちょっとこの更新のことについて詳しく説明をお願いします。

○委員長（荒川一秀君） 長谷川課長。

○水道課長（長谷川正幸君） 福島委員さんのご質問にお答えいたします。

今までは、新規で登録した場合、ずっとそれが継続していたんですけども、水道法の改正によりまして、更新期間という形で、5年を期間として更新をするということで改正になりましたので、それに基づきまして、更新手数料のほうを新たに設けたものでございます。

○委員長（荒川一秀君） 福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） 業者さんにすれば、5年に一度更新しなければならなくて手数料がかかるというのは、それだけ負担が増えることですので、よく説明をして、業者さんが混乱しないように、本当は、今までどおり更新しなければ、手数料なんか取らないでずっと続けられればいいんですけども、今の世の中そうもいかないのかなという気がします。ですから、業者さんによくそのことを理解してもらわないといけないし、これは国が定めた法ですよね。だからもう決まっちゃっているんですよね。だから、ここだけやりませんというわけにも多分いかないでしょうから、そういうことをよく業者さんに話ししていただいて、更新忘れないように、忘れちゃったら多分そういうこともきちんと話はして下さるとは思いますけれども、こういうことでこうなりましたということを知徹底していただくようお願いをいたします。

○委員長（荒川一秀君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） ないようですので、質疑を終結をいたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（荒川一秀君） ご異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算産業建設常任委員会所管事項を議題といたします。

執行部よりの説明を順次求めます。

幸加木課長。

○特定プロジェクト整備課長（幸加木 健君） それでは、議案第11号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）産業建設常任委員会所管事業についてご説明いたします。

初めに、5ページをお開き願います。

第2表、継続費補正について。羽鳥駅周辺整備事業については、事業費総額の減額、並びに年割額の変更をお願いするものです。

理由といたしましては、東西駅前広場工事などの精査によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 大山課長。

○農政課長（大山浩明君） 続きまして、6ページをお願いいたします。

第3表、繰越明許費についてご説明いたします。

まず、農政課所管で、6款農林水産業費、1項農業費、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金752万7,000円でございます。この事業は、令和元年9月の台風15号及び10月の19号により、甚大な被害となりました農業施設の再建等を支援するための、国の補正予算による事業でございます。

次に、担い手確保経営強化支援事業費補助金877万円でございます。この事業はT P P関連の国の補正予算による事業で、先進的な農業経営の確立を支援する事業でございます。事業内容につきましては、歳出の中で説明をさせていただきます。

次に、豚コレラ侵入防止緊急対策事業費補助金1,166万8,000円でございます。

この事業は、令和元年12月定例議会で補正の承認をいただきました事業で、イノシン等の野生動物侵入防止用の策を整備し、豚コレラウイルスの侵入を防止するものでございますが、年度内完了が難しいため、令和2年度に繰越した上で実施をするものでございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 石井課長。

○管理課長（石井光一君） 続きまして、管理課所管でございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名東谷津橋橋梁補修工事、繰越額が4,000万円でございます。

羽鳥地内の高速道路にかかります東谷津橋の橋梁の補修工事の繰越分でございますけれども、今年度発注の予定で計画をしておりましたけれども、関係機関でございますネクスコ東日本との調整に時間を要したため、繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、8款土木費、2項道路橋梁費、事業名市道美1-20号線他舗装改修工事、繰越額7,700万円でございます。国の令和元年度補正予算に伴います、補助事業の追加内示をいただいたところでございますけれども、交付決定が年度末となる見込みとなることから、年度内の事業完了が困難となるため、繰越しをお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 田村課長。

○建設課長（田村昇一君） 続きまして、建設課所管であります。

事業名市道小107号線道路改良事業8,999万3,000円、小川地内になります。内容につきましては、委託費、工事費、補償費でございます。理由としましては、雨水管の埋設に不測の日数を要したこと及び国の補正予算確定によるものでございます。

次に、羽鳥地内の市道美2-11号線道路改良事業500万円、その下、江戸地内の市道美502号線道路改良事業800万円、その下、中野谷地内の市道美936号線道路改良事業600万円、3路線の内容につきましては、委託費でございます。理由としましては、国の補正予算確定によるものでございます。

次に、竹原中郷地内の市道美1-11号線道路改良事業5,106万6,000円、内容につきましては、委託費、工事費でございます。理由としましては、電柱移転に不測の日数を要したこと及び国の補正予算確定によるものでございます。

次に、西郷地内の市道美1-85号線道路改良事業3,035万円。内容につきましては、委託費、工事費、用地買収費、補償費でございます。理由としましては、電柱移転などに不測の日数を要したためでございます。

次に、竹原小学校改修道路の市道美1648号線道路改良事業940万円。内容につきましては、委託費、工事費でございます。理由としましては、電柱移転に不測の日数を要したためご

ざいます。

次に、高崎・上玉里地内の市道玉767号線道路改良事業560万円。内容につきましては、委託費でございます。理由としましては、農業用送水管の防護設計に不測の日数を要したためでございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 幸加木課長。

○特定プロジェクト整備課長（幸加木 健君） 続きまして、その下の市道小108号線道路改良事業536万円でございますが、これは川戸地内でございます。

続きまして、市道美1627号線道路改良事業1億7,265万2,000円、これは江戸地内でございます。

続きまして、羽鳥地区張星線（西）道路改良事業7,865万円、これは羽鳥地内でございます。

続きまして、栗又四ヶ線道路改良事業2億6,569万6,000円、これは栗又四ヶ地内でございます。

続きまして、茨城空港アクセス道路であります市道小10916号線道路改良事業3億7,479万6,000円でございます。

以上、5事業について繰り越しをお願いするものでございます。

理由といたしましては、国の補正予算や用地交渉、電柱の移設などに不測の日数を要したためでございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 大原課長。

○基地対策課長（大原光浩君） それでは、基地対策課所管の歳入補正について説明させていただきます。

12ページをお開きください。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金のうち、交付金額確定により特定防衛施設周辺整備調整交付金7,014万3,000円、再編関連訓練移転等交付金5,018万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 織田課長。

○下水道課長（織田俊彦君） 同じく16款国庫支出金、3目の衛生費国庫補助金、1節保健衛

生費補助金におきまして、循環型社会形成推進交付金を279万2,000円、追加するものでございます。これは、高度処理型浄化槽設置事業に対する補助金であり、転換による入れ替えが多かったことにより環境配慮防災まちづくり浄化槽整備推進事業に該当したため、補助率が3分の1から2分の1となったものです。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 大山課長。

○農政課長（大山浩明君） 続きまして、農政課所管の4目農林水産業費国庫補助金、1節農業費補助金67万7,000円を減額するものです。内訳は、経営所得安定対策等推進事業費補助金、こちらの事業費確定によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 秋元課長。

○都市整備課長（秋元久夫君） 都市整備課所管です。

その下の5目土木費国庫補助金、1節土木管理費補助金、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金61万7,000円の補正減、民間住宅関連助成事業補助金6,000円の補正減をお願いするものでございます。

○委員長（荒川一秀君） 幸加木課長。

○特定プロジェクト整備課長（幸加木 健君） 続きまして、その下の第2節道路橋梁費補助金につきましては、9,850万9,000円の補正増をお願いするものです。内容としまして、社会資本整備総合交付金につきましては1億155万3,000円の補正増、民生安定施設整備事業補助金879万4,000円の補正減、道整備交付金につきましては575万円の補正増でございます。理由としまして、国の補正予算や事業費の確定によるものでございます。

続きまして、その下の3節都市計画費補助金のうち社会資本整備総合交付金につきましては4,250万円の補正増をお願いするものです。理由としましては、事業費の確定によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 藤枝課長。

○商工観光課長（藤枝修二君） 続きまして、13ページを御覧ください。

商工観光課所管になります。

8目商工費国庫補助金、1節商工費補助金でございますが、プレミアムつき商品券事業補助金8,575万2,000円の減額でございます。本予算につきましては、昨年10月1日から本年

1月31日まで実施いたしました低所得者、子育て世帯向けの商品券事業における国からの補助金でございまして、事業費の確定により減額補正をお願いするものでございます。

○委員長（荒川一秀君） 大原課長。

○基地対策課長（大原光浩君） 基地対策課所管でございます。

16款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金のうち、補償事務委託金額の確定によりまして補償事務委託金5,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 小川課長。

○空港対策課長（小川和夫君） 同じく13ページ、17款県支出金、2項の県補助金、1目総務費県補助金の百里飛行場航空機騒音対策事業費補助金でございますが、申請者の確定に基づきまして45万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（荒川一秀君） 織田課長。

○下水道課長（織田俊彦君） 同じく17款県支出金、3目の衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金におきまして、浄化槽設置事業費等補助金を499万8,000円減額するものです。これは、当初、新築によるNP型の窒素及びリン除去をする浄化槽が多く申請されると考えていましたが、転換によるN型の窒素を除去する浄化槽の申請が多く、補助額が減少したものでございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 比気局長。

○農業委員会事務局長（比気龍司君） 続きまして、農業委員会所管でございます。

14ページをお願いいたします。

17款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業委員会費補助金から755万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。内訳といたしまして、農業委員会交付金につきまして、交付金の確定により17万円を追加、農地利用最適化交付金につきましては、交付金の確定により、こちら772万8,000円の減額となっております。農地利用最適化交付金の内訳等につきましては、歳出の中で改めて説明をさせていただきたいと思っております。

○委員長（荒川一秀君） 大山課長。

○農政課長（大山浩明君） 続きまして、農政課所管の2節農業費補助金に3,154万3,000円を追加するものです。内訳は、農業経営基盤強化資金利子助成補助金が29万3,000円の減額、環境保全型農業直接支払交付金が45万4,000円の減額、農業次世代人材投資資金事業費補助金が681万円の減額、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金に3,460万9,000円を追加で、これは先ほどの繰越明許費の財源でございます。

次に、機構集積協力金385万9,000円の減額、次に、担い手確保経営強化支援事業費補助金に877万円を追加で、こちらにつきましても繰越明許費の財源でございます。

次に、鳥獣被害防止施設整備促進事業費事業補助金42万円を減額するものです。

次に、3節農地費補助金の多面的機能支払交付金258万9,000円を減額するものです。いずれも内容につきましては、歳出の中で説明をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 田村課長。

○建設課長（田村昇一君） 続きまして、建設課所管になります。

同じく4目農林水産業費補助金、4節農道・かんがい排水整備費補助金につきましては、県単土地改良事業補助金239万3,000円の減、歳出の農道排水路整備事業の補助額確定に伴い減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 秋元課長。

○都市整備課長（秋元久夫君） 続きまして、その下、6目土木費県補助金、1節土木管理費補助金、被災住宅復興支援事業補助金7,000円の補正減、木造住宅耐震化支援事業補助金26万円の補正減、被災住宅復旧緊急支援事業補助金49万4,000円の補正増をお願いするものでございます。

○委員長（荒川一秀君） 幸加木課長。

○特定プロジェクト整備課長（幸加木健君） 続きまして、その下の2節道路橋梁費補助金の合併市町村幹線道路緊急支援市町村補助金につきましては、14万6,000円の補正減をお願いするものです。理由としましては、補助金の確定によるものでございます。

以上です。

○委員長（荒川一秀君） 大原課長。

○基地対策課長（大原光浩君） 続きまして、15ページをお開きください。

基地対策課所管でございます。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、1節基金繰入金のうち、歳出見込額減によりまして再編関連訓練移転等交付金事業基金繰入金473万円の減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 藤枝課長。

○商工観光課長（藤枝修二君） 同じく1節基金繰入金のうち、商工観光課所管の地域再生交流拠点施設維持管理運営等事業基金繰入金76万6,000円の減額でございます。本予算につきましては、本基金を活用して実施している委託業務の額の確定によりまして、減額補正をお願いするものでございます。

○委員長（荒川一秀君） 比気局長。

○農業委員会事務局長（比気龍司君） 同じく15ページの22款諸収入、4項受託事業収入、2目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入は、交付額の確定によりまして1万3,000円を追加するものでございます。

以上です。

○委員長（荒川一秀君） 秋元課長。

○都市整備課長（秋元久夫君） 続きまして、16ページをお願いします。

22款諸収入、5項雑入、5目雑入、3節雑入、木造住宅耐震診断士派遣事業個人負担金2,000円の補正減をお願いするものでございます。

○委員長（荒川一秀君） 藤枝課長。

○商工観光課長（藤枝修二君） 同じく3節雑入のうち、商工観光課所管のプレミアムつき商品券販売料1億6,612万4,000円の減額でございます。本予算につきましては、低所得者、子育て世代向けの商品券関連の予算でございまして、販売枚数の確定により減額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（荒川一秀君） 大山課長。

○農政課長（大山浩明君） 次に、23款市債、1項市債、3目農林水産業債、1節一般公共事業債の畑地帯総合整備事業債から280万円を減額するものです。内容につきましては、歳出の中で説明をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 幸加木課長。

○特定プロジェクト整備課長（幸加木健君） 続きまして、同じページ下段の6目合併特例債、1節合併特例債のうち、広域幹線道路整備事業債につきまして6,610万円の補正減、JR羽鳥駅及び駅周辺整備事業債につきまして5,020万円の補正減をお願いするものです。

続きまして、その下の8目土木債、1節公共事業債につきまして1億7,070万円の補正増をお願いするものです。理由としましては、国の補正予算や事業費の確定によるものでございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 大山課長。

○農政課長（大山浩明君） 次に、9目災害復旧事業債、1節補助災害復旧事業債に340万円を追加、2節一般単独復旧災害復旧事業債に1,140万円を追加するものでございます。内容につきましては、歳出の中で説明をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 大原課長。

○基地対策課長（大原光浩君） 続きまして、歳出についてご説明をさせていただきます。

23ページをお開きください。

給与に関する説明は省略とさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、16目基地対策費4万6,000円の減額補正をお願いしまして、補正後予算6,069万7,000円とするものでございます。内容でございますが、1節報酬のうち基地対策専門員報酬、歳出見込額減によりまして4万6,000円の減でございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 小川課長。

○空港対策課長（小川和夫君） 同じく17目茨城空港推進費の茨城空港地域活性化事業費でございますが、9節普通旅費17万円の減額、19節負担金補助及び交付金の補助金、百里飛行場航空機騒音対策事業費補助金で90万円の減額補正をお願いするものでございます。

内容としましては、旅費におきましては、当初、地方空港先進地視察を検討しておりましたが、現在進めておりますTX延伸を目的としました県内視察のほうに内容を変えたことによるものでございます。また、騒音費の補助につきましては、対象者が1名ということで減額をさせていただいております。よろしくお願いたします。

○委員長（荒川一秀君） 織田課長。

○下水道課長（織田俊彦君） 続きまして、37ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、説明欄の7戸別浄化槽事業特別会計繰出金におきまして、28節繰出金を20万3,000円減額するものでございます。

続きまして、説明欄の9でございます。

高度処理型浄化槽設置補助事業におきまして、高度処理型浄化槽設置補助金が663万3,000円の減、単独浄化槽撤去補助金が144万円の増とするものでございます。転換によるN型の申請が多かったことにより設置事業補助金が減少し、撤去補助金が増額となったものでございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 比気局長。

○農業委員会事務局長（比気龍司君） 続きまして、農業委員会所管でございます。

38ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費513万7,000円を減額しまして、予算の総額を5,943万1,000円とするものです。

農業委員会事務費で、農業委員、農地利用最適化推進員の報酬につきまして、農地利用最適化交付金の成果実績払い分について、農地集積面積が交付金の交付対象に至らなかったことにより歳入が減額となり、報酬の実績払い分552万円を補正減するものでございます。

次の農地調整事務費でございますが、農地地図情報システム更新業務委託料につきまして、情報系PC入れ替えに伴う、農地地図情報システム移し替えにより50万6,000円の補正増をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（荒川一秀君） 大山課長。

○農政課長（大山浩明君） 続きまして、農政課所管で同じく38ページ及び39ページをお願いいたします。

2目農業総務費に3,716万1,000円を追加し、予算総額を2億249万4,000円とするものです。

内訳は、5利子補給事業、19節負担金補助及び交付金の補助金、農業経営基盤強化資金利子助成補助金57万9,000円の減額で、歳入の農業経営基盤強化資金利子助成補助金29万3,000円を減額充当するものです。それは交付額が確定したことによるものです。

次に、6農業経営支援事業、19節負担金補助及び交付金の補助金、農業次世代人材投資資金事業費補助金を681万円減額するもので、歳入の農業次世代人材投資資金事業費補助金

681万円を減額充当するものです。これは、給付決定者14名に対し交付額が確定したことにより減額するものでございます。

続きまして、被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金4,036万2,000円を追加するもので、歳入の被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金の全部を充当するものです。この事業は、令和元年9月の台風15号及び10月の19号により被災したパイプハウス等の農業用施設の再建、補修等を支援する事業で、国に対し39人の農業者から4,036万2,000円の事業要望を行ったため、補整をお願いするものです。

なお、事業要望者39名のうち年度内に完成するのは28名、3,283万5,000円で、残りの11名分については年度内の再建が完了できないため、繰越明許費で申しましたように、752万7,000円を令和2年度に繰り越した上で実施を行うものでございます。

続きまして、担い手確保経営強化支援事業費補助金877万円を追加するもので、歳入の担い手確保経営強化支援事業費補助金の全部を充当するものです。この事業は、令和元年度、国の補正予算で創設された先進的な農業経営を確立するために必要な農業用機械、施設の導入を支援する事業で、国に対し農業者2名の事業要望があったため、補整をお願いするものです。

この事業の補助金交付決定が3月末を予定しているため、この事業につきましても、繰越明許費で申しましたように、令和2年度に繰り越した上で実施をするものでございます。

次に、7農地中間管理事業、19節負担金補助及び交付金の補助金、経営転換協力金補助金185万9,000円を減額、また、耕作者集積協力金を200万円減額するもので、歳入の機構集積協力金385万9,000円を減額充当するものです。これは制度改正によるものと、補助事業費が確定したことによるものでございます。

次に、3目農業振興費から157万2,000円を減額し、予算総額を2,218万9,000円とするもので、2農業振興補助事業、19節負担金補助及び交付金の補助金、農薬共同防除事業費補助金35万円、環境保全型農業直接支払い事業補助金38万2,000円、鳥獣被害対策事業補助金84万円をそれぞれ減額するもので、歳入の環境保全型農業直接支払い事業補助金45万4,000円、鳥獣被害防止施設整備促進事業補助金42万円を減額充当するものです。これは、補助事業費が確定したことによるものです。

次に、4目経営所得安定対策費から67万7,000円を減額し、予算総額を8,007万4,000円とするものです。

内容は、1経営所得安定対策事業、19節負担金補助及び交付金の補助金、経営所得安定対

策推進事業費補助金67万7,000円を減額するもので、歳入の経営所得安定対策等推進事業補助金67万7,000円を減額充当するものです。これは、補助事業費が確定したことによるものです。

次に、5目畜産業費から51万8,000円を減額し、予算総額を1,668万2,000円とするものです。

内容は、1畜産振興事務費、8節報償費のおもてなし記念品27万1,000円、初たまご記念品23万7,000円を減額するもので、これは対象者の実績見込みによる減額でございます。

40ページをお願いいたします。

3環境衛生特別対策経費、19節負担金補助及び交付金の補助金、環境衛生特別対策事業補助金1万円を減額するものです。これは、補助事業費が確定したことによるものです。

次に、6目農地費から2,627万3,000円を減額し、予算総額を5億7,717万1,000円とするものです。

内容は、1農地総務事務費、19節負担金補助及び交付金の負担金、農業競争力強化基盤整備事業負担金30万円を事業費が確定したことにより減額、また、財源内訳の補正で国庫補助金1,510万円を減額し、一般財源で同額の増額となります。

次に、5畑地帯総合整備事業、19節負担金補助及び交付金の負担金の県営畑地帯総合整備事業費補助金1,780万6,000円を減額するもので、歳入の畑地帯総合整備事業債280万円を減額充当するものです。これは、令和元年度の事業内容が確定したため、予定しておりました幹線道路の整備が令和2年度に実施することになったためでございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 石井課長。

○管理課長（石井光一君） 続きまして、管理課所管でございます。

その下の欄になります。説明欄の6地籍調査費、13節の委託料、境界杭復元委託料でございますが、支出残が見込まれる300万円の減をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 大山課長。

○農政課長（大山浩明君） 続いて、7多面的機能支払交付金事業、19節負担金補助及び交付金、多面的機能支払交付金345万2,000円を減額するもので、歳入の多面的機能支払交付金258万9,000円を減額充当するものです。これは、交付事業費が確定したことによるものです。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 織田課長。

○下水道課長（織田俊彦君） 続きまして、その下になります。

説明欄の8農業集落排水事業特別会計繰出金におきまして、28節繰出金39万2,000円を減額するものです。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 大山課長。

○農政課長（大山浩明君） 次に、9玉里地区地籍調査事業、1節報酬、地域調査推進報酬60万5,000円の減額で、これは勤務実績の確定によるものでございます。

続きまして、4節共済費30万円の減額で、これは臨時職員の社会保険料の確定によるものでございます。

続きまして、13節委託料、地籍調査測量委託料の41万8,000円減額で、こちらにつきましては入札額による減額になります。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 田村課長。

○建設課長（田村昇一君） 続きまして、40ページ下段を御覧ください。

建設課所管になります。

7目農道・かんがい排水整備費565万8,000円の補正減をお願いするものでございます。

41ページ上段を御覧ください。

2農道排水路整備事業、13節委託料69万3,000円の減。内容としましては、部室地区農道整備事業補償調査業務委託料の契約差金を減額するものです。

15節工事請負費496万5,000円の減。内容としましては、金谷久保地区農道整備工事費の契約差金と附帯工事費の執行見込額を精査し、減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） ここでちょっと暫時休憩を入れたいなと思っておりますので、2時40分までということで、その後、藤枝君、よろしく申し上げます。

午後 2時25分 休憩

午後 2時35分 再開

○委員長（荒川一秀君） ちょっと時間前ですけども、休憩前に引き続きまして始めます。

それでは、藤枝課長。

○商工観光課長（藤枝修二君） それでは、41ページをご覧ください。

続きまして、商工観光課所管についてご説明いたします。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費のうち、事業4、企業誘致事業につきまして、19節負担金補助及び交付金の市民雇用奨励金、額の確定により40万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、事業5、プレミアム付商品券事業の事業費の確定によりまして、2億5,187万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。内訳でございますが、3節時間外勤務手当198万円の減額、4節社会保険料88万2,000円の減額、7節臨時職員賃金562万1,000円の減額、11節需用費のうち印刷製本費29万2,000円の減額、12節役務費のうち通信運搬費289万4,000円の減額、13節委託料のうちプレミアム付商品券事務支援業務委託料79万2,000円の減額、続きまして、42ページに移りまして、プレミアム付商品券換金事務委託料176万円の減額、19節負担金補助及び交付金のうちプレミアム付商品券事業補助金2億3,765万5,000円の減額でございます。

次に、2目観光費のうち、事業1、観光振興事務費におきまして、19節負担金補助及び交付金の茨城県央地域観光協議会負担金につきまして、額の確定により42万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、事業3、空の駅管理運営費におきまして、13節委託料の設備管理委託料につきまして、額の確定により51万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（荒川一秀君） 石井課長。

○管理課長（石井光一君） 続きまして、管理課所管でございます。

同じく42ページの下段でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございますが、349万5,000円の補正増をお願いいたしまして、予算総額を8,962万7,000円とするものでございます。説明欄の2でございます。土木管理費でございますが、367万円の増額をお願いします。内容でございますが、4節の共済費の社会保険料ということで、支出残が見込まれる33万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金、急傾斜地崩壊対策事業負担金400万円の増をお

願います。県の事業追加に伴う負担金の補正増でございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 秋元課長。

○都市整備課長（秋元久夫君） それでは、続きまして、43ページ、都市整備課所管でございます。

2目建築指導費、説明欄1、建築指導総務事務費、13節委託料木造住宅耐震診断士派遣委託料6万6,000円の補正減、これにつきましては実施戸数減によるものでございます。19節負担金補助及び交付金、2補助金被災住宅復興支援事業利子補給金6,000円の補正減、木造住宅耐震設計改修補助金60万円の補正減、これにつきましても実施戸数減によるものでございます。被災住宅復旧支援事業補助金62万5,000円の補正増、これにつきましては、申請者の増によるものでございます。

○委員長（荒川一秀君） 田村課長。

○建設課長（田村昇一君） 続きまして、建設課所管になります。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費15万4,000円の補正減をお願いするものでございます。1道路橋梁総務事務費、13節委託料の建設土木図面作成システム保守委託料2万5,000円の減、14節使用料及び賃借料の土木積算システム使用料12万8,000円の減、19節負担金補助及び交付金の県建設技術管理連絡協議会負担金1,000円の減、いずれも執行額確定による減額でございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 石井課長。

○管理課長（石井光一君） 続きまして、管理課所管でございます。

2目の道路維持費でございます。補正額7,943万円の補正をお願いいたしまして、予算総額を2億9,103万6,000円とするものでございます。内容でございますが、説明欄のほうの11節需用費のうち修繕料ということで、カーブミラー等の追加の修繕用に40万円の補正増、13節委託料、道路台帳加除補正委託料の追加分といたしまして123万円の補正増、15節工事請負費7,850万円の補正増でございます。これの内訳でございますが、繰越明許のところの一部ご説明を申し上げます補助事業の舗装・路盤補修工事として7,700万円、立木伐採工事の伐採追加分ということで150万円でございます。17節公有財産購入費、用地購入費といたしまして70万円の補正減でございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 田村課長。

○建設課長（田村昇一君） 続きまして、44ページをご覧ください。

3目道路新設改良費、総額1億2,680万5,000円の補正増をお願いするものでございます。
2一般市道・排水整備事業6,679万3,000円の増額をお願いするものです。13節委託料1,135万円の増、測量等委託料1,250万円の増につきましては、羽鳥地内の市道美2-11号線と竹原中郷地内の市道美1-11号線の路線測量委託料などを増額するものです。実施設計等委託料1,200万円の増につきましては、中野谷地内の市道美936号線と江戸地内の市道美502号線の道路設計委託料などを増額するものです。いずれも歳入の社会資本整備総合交付金を充当するものです。用地補償調査等委託料1,315万円の減につきましては、西郷地地内の市道美1-8号線の土地評価業務の委託料確定によるものでございます。15節工事請負費4,240万円の増、内容としましては、小川地内の市道小107号線に歳入の社会資本整備総合交付金を充当する擁壁工事と、西郷地地内の市道美1-8号線の執行見込み額を精査し、増額するものです。17節公有財産購入費200万円の増、内容としましては、西郷地地内の市道美1-8号線の用地買収費用を増額するものです。22節補償・補填及び賠償金1,104万3,000円の増、物件移転補償費674万3,000円の増につきましては、小川地内の市道小107号線の工事に伴う水道管の移転補償費を増額するものです。電柱・立木等移転補償費430万円の増につきましては、西郷地地内の市道美1-8号線の工事に伴う電柱の移転補償費を増額するものでございます。

次に、44ページ、中段より多少下になります、3、防衛交付金道路整備事業につきましては、防衛交付金の確定により特定財源と一般財源を入れ替える財源内訳補正でございます。

以上でございます。

【館内アナウンス】

○委員長（荒川一秀君） それでは、起立してアナウンスに従って黙祷してください。

【黙祷（1分）】

○委員長（荒川一秀君） ありがとうございました。続けてください。幸加木課長。

○特定プロジェクト整備課長（幸加木 健君） 続きまして、その下の4防衛補助道路整備事

業につきましては、950万円の補正減をお願いするものです。内容としまして、17節公有財産購入費につきましては、市道小108号線の用地買収費の減により820万円の補正減でございます。22節補償・補填及び賠償金につきましては、電柱・立木等移転補償費の減により130万円の補正減でございます。

続きまして、5広域幹線道路整備事業につきましては、6,976万2,000円の補正増をお願いするものです。内容としまして、13節委託料につきましては、栗又四ヶ線の測量等委託料の減などにより110万円の補正減でございます。15節工事請負費につきましては、市道美1627号線などの道路新設改良工事の増により1,916万2,000円の補正増でございます。17節公有財産購入費につきましては、栗又四ヶ線の用地買収費の増などにより4,670万円の補正増でございます。22節補償・補填及び賠償金につきましては、市道美1627号線の電柱・立木等移転補償費の増により500万円の補正増でございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 秋元課長。

○都市整備課長（秋元久夫君） 続きまして、45ページをお願いします。

8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、説明欄2、都市計画総務事務費、13節委託料、都市計画支援システム管理委託料44万円の補正増、更新に伴うバージョンアップ作業委託費でございます。

2目外部事業費、説明欄1、サインシステム整備事業、11節需用費、6修繕料10万円の補正減、当初見込みより修繕数が減ったためでございます。

以上です。

○委員長（荒川一秀君） 幸加木課長。

○特定プロジェクト整備課長（幸加木 健君） 続きまして、その下の3羽鳥駅周辺整備事業につきましては、1,747万6,000円の補正減をお願いするものです。内容としまして、11節需用費につきましては、光熱水費の減により130万円の補正減でございます。13節委託料につきましては、東西駅前広場実施設計業務委託料などの減により1,096万6,000円の補正減でございます。

次のページをお願いいたします。

15節工事請負費につきましては、電波障害補償工事の減により400万円の補正減でございます。19節負担金補助及び交付金の中の1負担金につきましては、水道加入負担金の減により121万円の補正減でございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 織田課長。

○下水道課長（織田俊彦君） 続きまして、その下になります。

4目公共下水道費、説明欄1、下水道事業特別会計繰出金におきまして、28節繰出金を34万5,000円減額するものです。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 石井課長。

○管理課長（石井光一君） 続きまして、管理課所管でございます。

56ページをお開き願います。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、こちらにつきまして一般単独災害復旧事業債の起債申請に伴いまして財源内訳の補正がございます。一般会計から地方債への振替でございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 大山課長。

○農政課長（大山浩明君） 同じく11款災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費、1農業用施設災害復旧事業につきましては、財源内訳の補正のみとなります。地方債といたしまして370万円を増額し、一般財源で同額の減額となります。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 藤枝課長。

○商工観光課長（藤枝修二君） 続きまして、58ページをご覧ください。

13款諸支出金、1項基金費のうち、商工観光課所管の22目地域再生交流拠点施設維持管理運営等事業基金のうち、事業1、地域再生交流拠点施設維持管理運営等事業基金の積立金におきまして、額の確定により4,104万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（荒川一秀君） 大原課長。

○基地対策課長（大原光浩君） その同じく24目でございます。24目再編関連訓練移転等交付金事業基金費、25節積立金、再編関連訓練移転等交付金事業基金積立金として7,958万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○委員長（荒川一秀君） 大山課長。

○農政課長（大山浩明君） 続きます、26目市民環境譲与税基金費、1 森林環境譲与税基金費、25節積立金に350万円を増額するもので、地方譲与税である森林環境譲与税全額を充当するものでございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 幸加木課長。

○特定プロジェクト整備課長（幸加木 健君） 最後に、62ページをお開き願います。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。内容としまして、羽鳥駅周辺整備事業において、年度ごとの全体計画、財源の内訳、支出予定額、継続費の総額に対する進捗率などが記載されております。

以上で議案第11号 令和元年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、順次お受けいたします。挙手によってお願いいたします。

島田委員。

○4番（島田清一郎君） プレミアム商品券の残額補正の額が大きいようですけれども、総事業費のうちの何割くらいがプレミアム商品券で事業効果が、進捗というんですか、やっ、どのくらいの残額補正になったんでしょうか。あと何でこんなに多いんだか、その理由をちょっと聞かせてください。

○委員長（荒川一秀君） 藤枝課長。

○商工観光課長（藤枝修二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

プレミアム付商品券事業、本事業につきましては、補補正予算で始まった事業でございます。本市におきましては6月補正で予算化したものでございます。6月補正につきましては、4月25日締切りでの予算計上となっております。その時点ではまだ対象者が絞り切れず、住民税非課税者につきましては、前年度の実績から人数を出しておりました。3歳以下のお子さんの数につきましては、4月1日時点の数に見込み数をプラスしての人数の見込みをしたところです。前年度の住民税非課税者が1万4,288人おりました。3歳以下につきましては、4月1日時点で998人おまして、合計が1万5,266となるんですけれども、数字を丸めまして1万6,000人という数字で、6月補正では金額をそれぞれはじきまし

て予算計上させていただいたものです。

さらに細かくご説明しますと、プレミアム分として補助金、この事業は2万円で2万5,000円分の商品券が買える事業でございまして、この5,000円分をプレミアム分と呼んでおりますが、当初1万6,000人で見えておりましたので8,000万のプレミアム分を見込んでいたところ、事業が終わりまして確定したものが846万9,000円です。約10分の1のプレミアム分という数字でございました。そのほかに臨時職員賃金であったり、それぞれの事業費を削ってあるところがあるんですけれども、大きなところでは、その部分が大きくはなっております。

それから、商品券の販売につきましても、事業を精査していきまして、9月補正で販売金額の予測を立てて、歳入歳出の予算を立てさせていただいております。そのときの対象者数が1万人で見込みました。1万人で見込みましたので、1人当たり販売額として2万円の購入が最大できますので、最大数を取って、1万人が2万円で購入したときの数字として2億円の歳入歳出の予算を組みました。これは商品券の購入と事業者へ支払うための歳入歳出の予算です。それが実績としましては、人数でちょっと数字を出すのは難しいんですけれども、金額として販売額の合計が3,387万6,000円で、1億6,612万4,000円の減額となったところ です。

ちょっと分かりづらいかもしれませんが、大きな数字の当初の予算を立てたときの根拠と、実際の事業が終わった後の実績とは、こういった数字の違いがありました。

以上です。

○委員長（荒川一秀君） 島田委員。

○4番（島田清一郎君） そうすると、対象者が1万4,288人いたんですけれども、そのうちの1割ちょっとしかそのプレミアム商品券を利用しなかったということ。

○商工観光課長（藤枝修二君） はい、そうですね。

○4番（島田清一郎君） そうすると、その理由は。

〔「買えない」「利用ができない」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） 藤枝課長。

○商工観光課長（藤枝修二君） 1万4,288というのは、前年度の非課税者の数字ですので、今年度の数字は、非課税者の全体の確認はしておりません。非課税者のうち扶養に入っている非課税者は商品券を購入できません。今回対象になったのは8,060人でした。低所得者として対象となったのは、8,060人です。ですから、昨年度の数字を今年度に持ってきますと、

約6,000人はどなたかの扶養になっている、あるいは生活保護を受けていて、今回の購入対象者となっていない方と見られますけれども、8,060人が実際に小美玉市としてこの小美玉市の中で商品券を買える低所得者の数です。

○委員長（荒川一秀君） 島田委員。

○4番（島田清一郎君） 人数もあれなんですけれども、その利用者の少なさという分析はどいうところだと思いますか。

○委員長（荒川一秀君） 藤枝課長。

○商工観光課長（藤枝修二君） 販売が直営でやっておりました。商工観光課、それから四季健康館、社会福祉課、子ども福祉課、そして小川の保健福祉事務所の4か所で販売をしていたんですけれども、各場所での購入に来られる方、問合せの方の意見としましては、まず商品券がもらえるものだと思っていた方がかなり多くありまして、4,000円を出さないと5,000円の商品券を買えないので、その部分で拒否される方が多くおりました。

○委員長（荒川一秀君） 島田委員。

○4番（島田清一郎君） そうすると、最初の4,000円が工面できなかったという考え方なんですか。プレミアム商品券のその出し方を少し検討したほうがいいのかな。

〔「国の制度、国の」「これ、国の政策でこういう……」「これは国」と呼ぶ声あり〕

○4番（島田清一郎君） 分かりました。ありがとうございます。

〔「国が間違ってる」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） この件は新聞で読みましたけれども、大体どこの自治体も全部一緒なんだよね。

次にございますか。

石井委員。

○8番（石井 旭君） すみません、42ページのところの土木費の1款の総務費の中の、説明欄の19の中の急傾斜地の崩壊対策事業負担金が400万補正増ということなんですが、県のほうの関係かと思うんですけれども、もう少し詳しく聞きたいんですけれども、中身のほうをお願いします。

○委員長（荒川一秀君） 石井課長。

○管理課長（石井光一君） 令和元年度当初、事業の負担金としまして事業総額3,000万円、県の事業で3,000万円、負担額、市の負担10分の1ということで300万円の当初予算を組み

まして、9月の補正予算で事業費が500万円増額となりました。追加50万円の補正増をお願いしまして、3月の段階で、やはり国の補助事業の追加ということで、県のほうで小美玉市の部分、玉里地内なんですけれども、こちらのほうの事業の追加ということで4,000万円事業費を追加いただきまして、その負担分が400万円ということで、全体で7,500万円、市負担750万円の事業が決定しております。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 石井委員。

○8番（石井 旭君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長（荒川一秀君） 福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） まず、全体的な私の私感、感想ですけれども、ここの委員会というのは本当に大きな金がいっぱい動くんですが、残る金、足りない金がまたまた総じてたくさんあって、この処理、皆さん本当にご苦労さまとしか言いようがない金額が動いております。やっぱり工事が確定すると、その分が返さなくちゃいけないし、また事業が終わらないと、またそれが繰越して、またそれでのってという、この帳面への記帳の仕方がそれぞれに本当に大変なところだなということは、ほかの部署のほうから比べて本当に金がたくさん動いているなということ、これは単なる感想ですが。それだけ国の補助、それからいろんな補助ももらいながら事業が進められているということも感じております。

あとちょっと細かいことをお伺いしたいんですが、39ページ、中段のちょっと下です、農業振興補助事業の中で鳥獣被害対策事業補助金というのが減額になって、実際に、例えばイノシシがたくさんいるからとかいろんな被害が出ているんだけど、この補助金も返さなくちゃいけないような、その対策が進んでいないのか、それともできなかったのか、ちょっとこの原因はどのように感じているんでしょうか。

○委員長（荒川一秀君） 大山課長。

○農政課長（大山浩明君） ただいまの質問にお答えいたします。

鳥獣被害、小美玉市におきましてもイノシシ等が年々増えてきている状況ではあります。ただこの補助金なんですけれども、鳥獣による農作物の被害を防止するためということで、防鳥ネットや電気柵など、そういった設置に対する助成となっています。ちょっと補助のメニューがそこに対象が狭まっております、そちらについて県の補助を入れまして、毎年10件ぐらいを申請があるだろうということで見込んでいたんですが、今回につきましては3件という実績になりましたので、減額とさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） はい、分かりました。

補助対象にならない、この駆除的なものはこの課の担当ではないと思いますが、いずれにしても、これは被害を実際に受けても、なかなかその後、防獣的なネットを張るということが大変だという話も聞いておりますので、予算を取っていただくことは大事なことかと思っております。これからもよろしく願います。

その下の畜産振興費事務費で、この内容をちょっとお聞きしたいんですが、これは新たなプロジェクトチームが多分立ち上げたもの、おもてなし記念品というの、ちょっと詳しい説明と、それから「初たまご」、これたしか予算枠を50万円くらいかなと思うんですが、実際に人数、どの程度の方がこの記念品をもらっていかれたのか、ちょっと説明願います。

○委員長（荒川一秀君） 大山課長。

○農政課長（大山浩明君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、1点目のおもてなし記念品でございますけれども、令和元年度新規事業で行っている事業でございます。小美玉市が県内一の酪農のまちであるということで、全国各地の乳製品乾杯条例の制定、それから全国ヨーグルトサミット開催など、ヨーグルトのまちということで全国的に発信をしているところでございます。そういった中で、転入された方々に歓迎のおもてなしの気持ちを伝えるとともに、酪農に対する理解と、それから市の特産物であるヨーグルトを知っていただくための事業となっております。

内容でございますけれども、転入届を提出された方1人当たり、おみたまヨーグルト130ミリリットルを5本、市民課の窓口において市長からのメッセージカードとともに引換券を交付しているものでございます。

実績でございますけれども、2月末現在で1,759人に引換券を配付いたしまして、1,072枚、引換えされております。引換え率につきましては、61%でございました。

それから、2点目の「初たまご」記念品事業でございますが、こちらも小美玉市が日本一の鶏卵の生産地であることを知っていただくと、そういったことと、新たな生命を授かった方にお祝いの気持ちを込めて、産卵開始後1か月以内の「初たまご」をプレゼントするという事業でございます。こちらにつきましては、2月末現在で292枚配付をいたしまして、236枚の引換えがありました。引換え率は81%でございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） それぞれに利用されていることは、いいことだと思いますが、これ、「そ・ら・ら」まで行って受け取るんですよね。ちょっとその点で、もうちょっと近くで引換えができないかということを考えていますので、そこら辺、検討していただけたら、もう少しこのおもてなし記念品においては利用されるのではないのかな。「初たまご」においては、これも「そ・ら・ら」ですよね、受け取り。妊娠された方、もともとこの市内に見える方なので、「そ・ら・ら」というところは行きやすいかもしれませんが、おもてなしに関しては、やっぱりあそこまで行くという、そのハードルがちょっと高いような気がしますので、その点、一考をお願いしたいと思っております。

あとプレミアム商品券に関しては、やっぱり高齢者の皆さん、そんなお金まずないし、それから使うにも使うところがないんだと。市内の業者さんのところに、もう私たちはそんなにその期間中に買い物にも、行く足もないしという、そういう思いで、何か初めに聞いたときから買わないよという話も聞いておりました。それに対して、次の新年度の予算の中には出て、私はちょっとそれをやり玉に上げさせていただきましたけれども、一般の買える人は、こういうものは欲しいと思う人がいるんです。そのギャップです。これをもう少し何か是正できるようないい方法がないかなということを考えておりますので、これも感想を述べさせていただきます。

以上です。

○委員長（荒川一秀君） ほかにございますか。

田村委員。

○16番（田村昌男君） ちょっと聞きたいんですけども、電柱と立木の移動なんですけれども、電柱移動する場合は、私ら個人でいったら移動料取らないんですけども、市でこれ、電柱移動すると1本幾らぐらいくれるのかな。

○委員長（荒川一秀君） 田村課長。

○建設課長（田村昇一君） ただいまのご質問にお答えします。

電柱1本当たりの移動、移転補償費ということでございますけれども、こちらは道路改良に伴いまして電柱等、NTT、東電があるわけでございますけれども、そちらのほうにその電柱を移設していただくのにどのぐらいかかるのかということで、こちらから申請が、お金を出してもらおうような形をお願いしているところでございます。そういった中で、1本単価というのまでは、現時点として私も把握していないんですが、その何本か、3本、4本ま

まった中での補償費という形で市のほうにその移転費用という形で、これ、来ますので、そのほうを市のほうの予算で支払っていくような形になります。

申し訳ございません。

それから、支柱のほかに電柱の場合、支線等々もございますので、そういったものまで含まれておりますので、一概に幾らということは、ちょっと申し上げることが難しいかなという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 田村委員。

○16番（田村昌男君） 今ちょっと田村課長さんの話で、道路工事やるので、電柱を移動してくれと、それから見積出してくれと、こっちで要求しているの。

○委員長（荒川一秀君） 田村課長。

○建設課長（田村昇一君） 今、委員さんのおっしゃるとおりでございます。

こちらから電柱移転をするのに当たりまして、補償費の見積をお願いしまして、予算要求しております。

○委員長（荒川一秀君） 田村委員。

○16番（田村昌男君） ちょっとおかしいと思うんだよな。私らが個人で頼んでいると、移転料取らないのに、市でやったときに取られるのはおかしいんだよな。あれ、電柱は所有している人の方に年間、2年に1回かな……

〔「3年に1回」と呼ぶ声あり〕

○16番（田村昌男君） 3年に1回に地代使用料を払っているわけだよな。

だから、その地主が移動してくれと言えば、恐らく無償でやってくれるんでないかなと思うんだよな。我々が頼んだときには、電柱つっておく、何ていうの、ああいうのは。電気屋さん知っているけれど。あれがみんな移動をしていくときにはいろいろ無償でやってくれるの。私のときも請求来なかった。おかしいよな、その辺が。

○委員長（荒川一秀君） 田村課長。

○建設課長（田村昇一君） 電柱が建っているところにつきまして、道路敷等々でございますので、その電柱占用料いただいているという形になっております。その占用料をいただいておりますので、移設させてもらうときには、こちらから移転補償費を支払うという流れになっているところでございます。

○委員長（荒川一秀君） 電柱、ごめんね、電柱が今現在建っているところが市道上に、市の

敷地に建っているのか、それから個人のところに建っているのかによっても違う角度に考えられるのかなと思うんですよ、私も関連して申し訳ないんだけども。

そうすれば、地主さんのほうから申し込めば、無償になるのじゃないのかなという気もしないではないと。そういうの田村さんは言っているのかと思います。

○委員長（荒川一秀君） 田村課長。

○建設課長（田村昇一君） そうですね、電柱が個人の土地に建っているか、それとも公有地ですかに建っているかでございます。住み分けになると思います。

公有地道路敷に建っているということでの占用料、市のほうでいただいておりますので、逆に今度それを、今度市のほうが道路改良によって広げた場合には、その移転の費用として電柱の移転費用を支払っているような状況になってくるものでございます。

○委員長（荒川一秀君） いいですか。とにかく最初に市道としてもう買収しちゃえば、もう市の土地になっちゃうから、そういう角度もあるよね。時期的な問題。いろいろ検討と課題。

○委員長（荒川一秀君） 田村委員。

○16番（田村昌男君） 市道に建っているんだから、個人の地主のときには電柱、電気だけどね、東電では、3年に1遍4,000円だか、7,000円だか払っているんだよな。市でもらっているのですか。

○委員長（荒川一秀君） 石井課長。

○管理課長（石井光一君） 田村委員さんの今、先ほどのご質問のほうにお答えしたいと思います。

小美玉市におきましては、道路の専有物に対しまして占用料を、公共物につきましては公共物の使用料をいただいております。特に東電とNTTがこの占用料の主な歳入となっておりますが、年間でトータル1,100万程度の歳入がございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） 田村委員。

○16番（田村昌男君） その歳入はどこに入れるの。

○委員長（荒川一秀君） 石井課長。

○管理課長（石井光一君） 歳入につきましては、一般会計のほうに充当させていただいております。

○委員長（荒川一秀君） 田村委員。

○16番（田村昌男君） 一般に入れるんでしょうけれども、その購入の項目は書いて入れる

のかな。だから、合算しちゃって入れるのかな。

○委員長（荒川一秀君） 石井課長。

○管理課長（石井光一君） 失礼しました。

16款の使用料及び手数料の中の4目の土木使用料という中の道路占用料と公共物占用使用料ということで予算計上させていただいております。道路の占用料1,180万、公共物の占用使用料60万、令和2年度当初予算でございます。

○16番（田村昌男君） 分かりました。

○委員長（荒川一秀君） いいですか。

ほかには、まだ分からないことがあれば、
ないですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） それでは、ほかに質疑がないようでございますので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 令和元年度小美玉市下水道事業特別会計補正予算、議案第15号 令和元年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算及び議案第16号 令和元年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算を一括議題といたします。

執行部より順次説明を求めます。

織田課長。

○下水道課長（織田俊彦君） それでは、議案第14号 令和元年度小美玉市下水道事業特別会

計補正予算（第3号）、議案第15号 令和元年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第16号 令和元年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明をいたします。

最初に、議案第14号 小美玉市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

1 ページ及び2 ページの第1 表歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入歳出予算をそれぞれ4,895万7,000円減額し、総額を17億3,114万2,000円とするものでございます。

続きまして、3 ページ、第2 表繰越明許費でございますが、1 款下水道費、2 項下水道建設費で、スマート I C アクセス道路建設に伴う函渠移設工事ほか3 件で5,960万1,000円分の事業を繰り越すものでございます。各事業の繰り越しの理由でございますが、スマートインターアクセス道路建設に伴う函渠工事は、水戸土木事務所発注のアクセス道路工事の進捗状況に合わせるため、竹原下郷工区工事に伴う路面本復旧工事及び一番下のシンタミヤ工区工事に伴う路面復旧工事は、関係機関との協議や迂回路確保のため、霞ヶ浦湖北流域下水道建設費負担金は県流域下水道の事業執行に合わせて繰り越すものです。

続きまして、6 ページを御覧ください。

歳入でございますが、2 款分担金及び負担金、1 目受益者負担金、1 節公共下水道事業負担金は1,396万3,000円の増、2 節特定環境保全公共下水道事業負担金が128万6,000円の減、合計で1,267万7,000円の増でございます。開発 によるものでございます。

続きまして、3 款国庫支出金、1 目下水道費国庫補助金、1 節公共下水道事業費補助金が5 万円の増、4 款県支出金、1 目下水道費県補助金、1 節公共下水道事業費補助金の湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金が272万5,000円の減、2 節特定環境保全公共下水道事業費補助金の同補助金も183万8,000円の減、申請件数が認めを下回ったことによるものです。

次に、5 款繰入金、1 目一般会計繰入金が34万5,000円の減、7 款諸収入、1 目雑入、消費税還付金が310万9,000円、2 節消費税還付加算金が1 万5,000円の増でございます。

8 款市債、1 目下水道債、1 節公共下水道事業債が5,380万円の減、2 節の霞ヶ浦湖北流域下水道事業債が460万円の減、3 節特定環境保全公共下水道事業債が150万円の減、合計で5,990万円の減でございます。下水道債につきましては、事業費見込みによるものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

歳出でございますが、1款下水道費、1項下水道管理費、1目公共下水道総務費の説明の欄、右、公共下水道一般管理事務費の18節機械器具購入費ですが、新たに企業会計システム機器の導入を予定していましたが、現行機器で対応したため1,306万9,000円の減、19節の排水設備工事費助成金が申請件数により271万3,000円の減、27節消費税が970万円の減でございます。

2目公共下水道維持管理費につきましては、11節需用費、光熱水費が電気使用量の不足分16万5,000円の増、13節下水道施設点検調査委託料が1,690万円の減、内容としましては、繰越事業により今年度実施している不明水調査で、計測や分析に時間を有したため本年度予定していた詳細調査を来年度に実施するため減額するものです。

3目特定環境保全公共下水道総務費の説明の欄1、特定環境保全公共下水道一般管理費におきまして、19節の排水設備工事費助成金が申請件数により175万8,000円の減となります。

続きまして、8ページを御覧ください。

2項下水道建設費の1目公共下水道事業費、説明の欄1、公共下水道整備事業費におきまして13節委託料の実施設計委託料が工法変更等により199万5,000円の増、15節付帯工事費が路面復旧のため523万円の増、マンホールポンプ設置工事が722万5,000円の減でございます。

2目流域下水道事業費、説明の欄1、流域下水道事業費の19節霞ヶ浦湖北流域下水道建設費負担金が471万円の減、県流域下水道建設事業費の減少によるものでございます。

3目特定環境保全公共下水道事業費、説明の欄1、特定環境保全公共下水道整備事業につきましては、15節の函渠埋設工事が100万円の増、22節の水道管移設補償費が100万円の減でございます。

下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明は以上でございます。

続きまして、議案第15号 令和元年度小美玉市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

1ページの第1表歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入歳出予算をそれぞれ1,903万8,000円減額し、総額を2億7,977万円とするものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

歳入でございますが、3款県支出金、1目農業集落排水事業費県補助金におきまして、農

業集落排水施設接続支援事業費補助金が50万9,000円の減でございます。申請件数が見込みより下回ったため減額するものです。

続いて、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金が39万2,000円の減、2項基金繰入金、1目農業集落排水事業債減債基金繰入金が2,000万円の減、これは県補助金の減債基金積立額を減額するためでございます。

7款諸収入、1目雑入につきましては、東電損害賠償補償金が186万3,000円の増でございます。内容は東電、東京電力の放射能汚染による汚泥処分費の賠償額補填によるものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

歳出でございますが、1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水管理費、1目農業集落排水総務費、説明欄の2、一般管理費におきまして19節排水設備工事費助成金が申請件数により69万9,000円の減、25節農業集落排水事業減債基金積立金が2,000万円の減でございます。これは、減債基金繰入金を減額し、県補助金の減債基金への積立額を減額したものでございます。

続きまして、2目農業集落排水、説明欄1、施設維持管理費において11節需用費、光熱水費が電気使用量の不足により60万円の増、修繕料が堅倉地区の施設修繕のため96万3,000円の増、12節役務費の手数料が の手数料の により30万円の増でございます。

次に、2款公債費、2目利子につきましては、財源内訳補正でございます。県補助金2,000万円の用途を変更し、減債基金、繰入金を減額して市の財源として組み替えたものでございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、議案第16号 令和元年度戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

1ページの第1表歳入歳出予算補正を御覧ください。

歳入歳出予算をそれぞれ20万3,000円減額し、総額を3,609万8,000円とするものでございます。

続きまして、3ページを御覧ください。

歳入でございますが、3款繰入金、1目一般会計繰入金が20万3,000円の減でございます。

次に、歳出でございますが、1款戸別浄化槽事業費、1項浄化槽管理費、1目浄化槽総務

費が20万3,000円の減でございます。内容につきましては、職員給与費等でございますので、詳細については、省略をさせていただきます。

以上で、議案第14号から議案第16号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） ご苦労さまでした。

以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） すみません、補正に直接関係はないんですけれども、下水道料金のことについてちょっとお伺いしたいんですが、水道料金は市内一律ではありませんが、下水道料金は基本的に市内は一律ですか。

そして、その集金体制というのは、どういうふうになっているのか。いろんな相談受けたときにどういうふうにしたらいいかちょっと困っているものですから、ちょっとお聞かせください。

○委員長（荒川一秀君） 織田課長。

○下水道課長（織田俊彦君） まず、下水道料金につきましては、市内一律でございます。

集金の体制につきましては、旧小川地区と旧美野里地区におきましては、水道局に徴収を委託しておりますので、2か月に1回という体制で徴収のほうしております。また、旧玉里地区におきましては、玉里の湖北水道企業団に徴収を委託しております。玉里地区につきましては、各月、毎月の徴収ということで徴収体制を委託しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（荒川一秀君） もう1回、はい。

○13番（福島ヤヨヒ君） 料金は結局、水道料金は違っても下水道料金の立方当たりという水道の量に換算して同じ料金ということですか。市内で違うということはないですね、水道みたいに。

○委員長（荒川一秀君） 織田課長。

○下水道課長（織田俊彦君） 2か月に1回徴収と1か月に1回徴収という差がございますが、2か月分に換算しますと、料金は……

○13番（福島ヤヨヒ君） 水量に対して同じ金額ということね。

○下水道課長（織田俊彦君）　そうです。立米当たりの単価です。

○13番（福島ヤヨヒ君）　分かりました。

水道料金が別で、水道料金、その立方に対してという換算であれば、当然それはできると
思いますけれども、下水道が一つさっきの初めの条例にもありましたから、下水道はそれで
成り立っていることを理解できました。すみません、ありがとうございます。

以上です。

○委員長（荒川一秀君）　ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君）　ないようですので、討論も終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第14号、議案第15号及び議案第16号の計3件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君）　ご異議なしと認めます。

以上3議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号　令和元年度小美玉市水道事業会計補正予算を議題といたします。

大変お待たせしました。執行部より説明を願います。

金谷局長。

○水道局長（金谷和一君）　それでは、議案第19号　令和元年度小美玉市水道事業会計補正予
算（第3号）についてご説明申し上げます。

資料の1ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、収入的収入及び支出のうち、支出を既決予定額8億2,327万
8,000円から229万7,000円を減額いたしまして8億2,098万1,000円とし、続きまして、資本
的収入及び支出のうち、収入を既決予定額6億4,462万4,000円に、4,072万6,000円を増額
しまして6億8,535万円とするものでございます。

続きまして、内容についてご説明いたします。

4ページをお開き願います。

収益的支出でございますが、1款水道事業費用、1項営業費用、3目総がかり費につきまして、決算見込額の算定によります不用額229万7,000円の減額をお願いするものでございます。詳細につきましては、右側の説明欄に記載してございます。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思えます。

1款資本的収入、1項加入金、1目加入金につきまして98万3,000円の増額をお願いするものでございます。理由といたしましては、新規加入金の収入見込み増によるものでございます。

次に、2項工事負担金、1目工事負担金につきまして3,974万3,000円の増額をお願いするものでございます。理由といたしましては、下水道工事に伴う水道管布設替え工事として3,300万円、道路改良工事に伴う水道管布設替え工事といたしまして674万3,000円が工事負担分として収入が見込まれることによるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） 説明が終わりました。

ここで質疑に入ります。

質疑ある方は挙手をもってお願いいたします。

福島委員。

○13番（福島ヤヨヒ君） 度々すみません。

新規加入金というのが、すみません、お幾ら、多分管の大きさとかいろんなところで違うと思います。普通、一般市民の方では13ですか、そうするとそれは幾らぐらいなのか、そしてその予想よりもどの程度増えたのかちょっとお聞かせください。

○委員長（荒川一秀君） 金谷局長。

○水道局長（金谷和一君） 水道加入金の新規の加入料でございますが、委員おっしゃるとおり、管の口径によりまして金額が違うんですけれども、一般家庭ですと13ミリか20ミリぐらいということで、20ミリですと加入金のほうが消費税込みで15万4,000円となっております。

あと、今回増えた要因ですけれども、細かい件数はちょっと把握できないんですが、去年の7月、8月、9月頃、消費税が上がる前の年に一般家庭のほうの新規加入者が結構増えておりますので、当初予算を見込む段階ではちょっとそこまで読めなかったということで、そ

この伸びの分が今回増額をお願いしている部分でございます。

以上でございます。

○13番（福島ヤヨヒ君） 分かりました。

○委員長（荒川一秀君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） ないようですので、質疑を終了いたします。

それでは、討論に入りますが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） ないようですので、討論も終結いたします。

これより採決いたします。

議案第19号。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

時間がたっていますが、続けて進めてまいります。

次に、議案第29号 市道路線の認定について及び議案第30号 市道路線の廃止についてを一括議題といたします。

執行部より説明を求めます。

石井課長。

○管理課長（石井光一君） それでは、議案第29号 市道路線の認定について及び議案第30号 市道路線の廃止についてにつきましてご説明申し上げます。

最初に、議案第29号 市道路線の認定についてでございますが、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、羽鳥駅周辺整備事業に伴い整備される東西自由通路を市道路線として認定するため、この案を提出するものでございます。

1ページおめくり願います。

道路の表示でございますが、路線名、市道ミ1649号線、起点及び終点、起点、小美玉市羽鳥2663番58地籍、終点、小美玉市羽鳥2663番53地籍、幅員最小3メートル、最大5メートル、延長83.5メートル、備考といたしまして、立体的区域を一部含むということござ

います。

続きまして、議案第30号 市道路線の廃止につきましてご説明申し上げます。

道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、道路法第10条第3項の規定に基づき、用途廃止申請に伴い、当該路線を廃止するため、この案を提出するものでございます。

1ページおめくり願います。

道路の表示でございます。路線名、市道オ10584号線、起点及び終点、起点、小美玉市宮田192番地籍、終点、小美玉市宮田192番地籍、延長26.7メートルでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） 説明が終わりました。

なお、現地も調査してまいりましたので。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） 質疑なしと認めますので、よって質疑を終結し、直ちに討論に入ります。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） 討論もなしと認めます。

それでは、これより早速採決に入ります。

議案第29号及び議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） ご異議なしと認めます。

よって、以上2件につきましては原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 工事委託契約の変更契約の締結について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

幸加木課長。

○特定プロジェクト整備課長（幸加木 健君） それでは、議案第34号 工事委託契約の変更契約の締結についてご説明いたします。

この提案は、平成29年4月に議決いただきましたJ R東日本との常磐線羽鳥駅橋上駅舎化及び東西自由通路新設工事に関わる工事委託契約の一部を変更し、変更契約を締結するため提案するものでございます。現契約額20億49万6,000円に対しまして、3,456万776円減になり、変更契約額19億6,593万5,224円になります。

1枚おめくりいただきまして、現行工事委託の内容につきましては、工事費の精算による減額でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（荒川一秀君） 説明が終わりました。

質疑を受けます。

委員の方、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） 質疑なしとお声がありました。

それでは、早速討論に入りますが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） 討論もないようでございます。

これより採決に入ります。

議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全部を終了いたしました。次に、その他に入りたいと思います。

その他で、皆さんから何かありましたら、お受けいたしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（荒川一秀君） その他もないということでございます。

長時間にわたりまして、大変ご苦勞さまでございました。

この当委員会の職員の方で、関口部長、それから菖蒲沢管理課参事さんにおかれましては、この31日をもって退職ということでございます。長い間お疲れさまでございました。ご苦勞さまでした。敬意を表するとともに、心から感謝申し上げます。

何かご挨拶があれば。

代表して、部長お願いします。

○都市建設部長（関口 茂君） それでは、私のほうからご挨拶を申し上げます。

私も都市建設協定大役を仰せつかりまして、1年間精一杯事業を進めてきたつもりでございますけれども、それも皆様の、常任委員会の皆様のご協力とアドバイス、それからご支援をいただいた結果であるなど私は思っております。

そして、一応3月31日で終わりとなりますけれども、その後再任用ということで、市役所のほうに残れることになりましたので、今後ともぜひご指導、ご鞭撻をいただきながら、よりよい市への協力をできるように頑張っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

今日はこのような席を設けていただきまして、本当にありがとうございました。お世話になりました。〔拍手〕

○委員長（荒川一秀君） 菖蒲沢さんはいいですか。

○管理課参事（菖蒲沢真二君） 大丈夫です。

○委員長（荒川一秀君） 花束用意しないで、拍手でごめんね。ありがとうございました。

○13番（福島ヤヨヒ君） ありがとうございました。ご苦労さまでした。

○委員長（荒川一秀君） それでは、副委員長にバトンタッチします。



◎閉会の宣告

○副委員長（島田清一郎君） それでは、以上で産業建設常任委員会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時35分 閉会